



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 27 年 5 月号

《 所長便り 》

こんにちは。三上です。

GW も終わり、暖かくて気持ちの良い天気が続いていますね。

さて、先日中部大学より、こんなものを頂きました。

「中部大学学外特命講師」の称号を付与する。



これは、春日井商工会議所でやっている報酬型インターンシップに協力をした企業がもらえるものです。

報酬型インターンシップとは、簡単にいうと、学生のアルバイトを受け入れる。

対外的には、単なる雇用契約となりますが、インターンシップの要素（学生の学び）に重点をおいて、働きながら学んでもらうというものです。

普通のインターンシップは無報酬であることが多いので、企業側にはデメリットしかないと当初は思っていました。

しかし、受け入れようと思ったきっかけは、

- ① 新しい新鮮な人材に触れることで従業員の士気を上げる。
- ② 「職業とは何だ。」ということをもう一度、既存の従業員に考えてもらう
- ③ 人材難の今だからこそ、良い人材であれば、新卒の採用を視野にいれて、動く。
- ④ 忙しい時に、手伝ってもらえる人の確保を目指す。
- ⑤ 基本的に雇用契約であるから、最悪仕事中心になったとしても、そこまで悪いことでない。（勿論、学び中心にいきたいとは思ってますけども）

そんな理由です。

ちなみに特命講師の通知書の現状としては、中部大学の生徒さんの受け入れをしなくても、受け入れたいと企業が登録すればもらえるとのことで、ちょっと価値的にはどうなのかな？と思ったりしますが、一応のお知らせです。

額にでも飾れば、この人は、中部大学で税法の講義をしている、頭の良い税理士さんだと思ってもらえることでしょう。

これもメリットかな^^

ちなみに報酬型インターンシップの登録は春日井商工会議所のホームページから

<http://www.kcci.or.jp/hitomono.html>

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

《 産休のご挨拶 》 服部

私事で大変恐縮ですが、第二子出産予定の為、5月29日(金)より産休をいただくことになりました。最終出社は5月28日(木)の予定です。

また、産休後は引き続き育児休暇をいただきました後、来年には復職の予定です。育児休暇を終えて職場復帰が叶いましたら、その節はまた暖かいご指導をいただければ幸いです。

《 経営情報 》 文責：大矢

今月は平成27年から改正された相続税の復習です。

改正1 遺産に係る基礎控除

- 遺産に係る基礎控除額が下記の通り引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
<b>5,000万円 +</b> (1,000万円 × 法定相続人の数)	<b>3,000万円 +</b> (600万円 × 法定相続人の数)

被相続人(亡くなられた方)から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格(各人の課税価格)の合計額が、遺産に係る基礎控除(3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

改正2 相続税の税率構造

- 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】 税率	【改正後】 税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下		45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%
6億円超 ～	50%	55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

税率区分が6段階から8段階に変更され、2億円超から3億円以下の部分は40%から45%へ引上げ、6億円超の部分は50%から55%へ引上げが行われました。

改正3 税額控除

- 未成年者控除の控除額が引上げられます。

【改正前】	【改正後】
20歳までの1年につき <b>6万円</b>	20歳までの1年につき <b>10万円</b>

- 障害者控除の控除額が上げられます。

【改正前】 85歳までの1年につき <b>6万円</b> (特別障害者 <b>12万円</b> )	【改正後】 85歳までの1年につき <b>10万円</b> (特別障害者 <b>20万円</b> )
---	--

#### 改正4 小規模宅地等の特例

- 居住用(特定居住用宅地等)の限界面積が拡大されます。

【改正前】 限度面積 <b>240㎡</b> (減額割合 80%)	【改正後】 限度面積 <b>330㎡</b> (減額割合 80%)
--------------------------------------	--------------------------------------

- 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】 (特定居住用宅地等 240㎡) (特定事業用等宅地等 400㎡) → <b>合計 400㎡ まで適用可能</b>	【改正後】 (特定居住用宅地等 330㎡) (特定事業用等宅地等 400㎡) → <b>合計 730㎡ まで適用可能</b> <small>(貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限ります。)</small>
--	---

#### 小規模宅地等の特例とは

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地のうち限界面積までの部分について、相続税の課税価格に算入すべき価格の計算上、一定の割合を減額します。

これらの改正は平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

#### 《 今月の税務 》

- ・3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…6月1日
- ・9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…6月1日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 6月1日
- ・自動車税の納付 納付期限…6月1日
- ・所得税の予定納税額の通知 6月15日

#### 《 行楽日記 》 文責：伊藤祐子

4月入社 of 伊藤祐子です。どうぞよろしくお願い致します。

さて、古くからの女友達に久しぶりに会うとなれば、イスと飲み物さえあれば何処でもいい訳で、いくらでも話していられますよね。

先日、市内でいいから出かけようという友人の提案で、熱田神宮に程近い『白鳥庭園』に行きました。今年は桜開花の頃から雨の日が多く、それが4月中旬まで続きましたが、この日はそんな折さわやかに晴れてくれました。

呈茶券付の入場券にすると割引があるというので、それを購入して入園。和風の落ち着いた庭園は、お互いの近況を報告しあうのにちょうどよい広さで、池の鯉を見ながらのんびり散歩することができま

#### 三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

した。

そして、お楽しみの呈茶券を手に『喫茶汐入亭』へ。

「清寿園の極昔使用のお抹茶」と「岐阜の栗きんとん有名店の和菓子」という、ありがたい感じのセットをいただきました。

メニューは甘味や飲み物の種類が多く、「京都嵐山鶴屋寿から取り寄せた本わらび粉使用のわらび餅」（ぜいたくな）「あつた白鳥はちみつ使用のジンジャーエール」（なんだかおいしそう）「ホットコーヒー＝トアルコトラジャコーヒー」（聞いたことがない）といった、もの珍しいラインナップが他にも色々。

ちょっと調べて出かけてみることで、たまのおしゃべりも楽しい思い出になりました。

（注：喫茶汐入亭はリニューアルオープンの為 5/10 までの営業、5/11（月）～一時休業になります。）



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)